

証券コード：4712
平成18年6月5日

株 主 各 位

東京都江東区有明三丁目1番地25

アドアーズ株式会社

代表取締役社長 鈴木 英一

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、その節はお手数ながら、後記の参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 平成18年6月20日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都江東区青海二丁目45番地
タイム24ビル 1階ビジネス交流サロン
(開催場所が昨年の定時株主総会とは異なりますので、末尾に記載の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。) |
| 3. 会議の目的事項 | |
| 報告事項 | 第39期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 第39期利益処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（20頁から29頁まで）に記載のとおりであります。 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 会計監査人選任の件 |

以 上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

1. 営業の状況

(1) 営業の経過および成果

当期におけるわが国の経済は、企業業績の好調な推移を背景に、雇用環境の改善や投資の拡大が見受けられ、また株価回復による安心感もあり、個人消費にも改善が見られました。

アミューズメント業界におきましては、大手オペレーターを中心に300～500坪クラス以上の大型店の出店、大型ショッピングセンター等への出店が継続して行われ、市場全体としては施設の大型化が更に顕著となっております。

いわゆる「まちづくり三法」の見直しによる郊外の大型ショッピングセンターへの規制等により、近年業界で続いてきた郊外ロードサイド大型店舗への出店の伸びはゆるやかに減退し、駅前繁華街型の出店が増加すると予想されます。また、今後は業界の再編が更に進むものと予測されます。

このような経済状況の中、主力のアミューズメント施設運営事業は新規出店、既存店のリニューアル、的確な選定による人気ゲーム機の投入など積極的な営業施策を推進しましたが、全店売上高は前期を下回りました。

パチスロ機・周辺機器レンタル事業では、パチスロ機の新基準機への移行を鑑みた新レンタルプランをアルゼ株式会社と共同で提供する予定で準備を進めておりましたが、開始時期の遅れにより業績は非常に厳しく推移いたしました。

各種施設開発・設計・施工事業は、企業間の格差を考慮した与信管理を徹底し、堅実な受注活動を行い大型ホールの内外装工事を複数受注いたしました。しかしながら、売上高は前期を下回りました。

以上の結果、売上高は178億87百万円（前期比△10億23百万円、5.4%減）となりました。経常利益はコスト削減に努め、10億46百万円（前期比4億39百万円、72.3%増）となりました。当期純利益は店舗・賃貸用不動産、土地等の減損損失等の特別損失等を計上いたしました。前期を上回り、1億90百万円（前期比10億99百万円増）となりました。

(2) 部門別概況

① アミューズメント施設運営事業

当事業におきましては、アミューズメント施設における顧客満足度の徹底的な追求に向け、好感度・高レベル接客を行うための教育・研修プログラムを強化し、接客レベルの外部チェックとしてミステリーショッパー調査や顧客アンケートの実施など、接客サービスの強化に対する取り組みを行いました。また、人気大型アミューズメント機器を積極的に導入し、メダルゲームの活性化を行いました。

直営店舗の展開につきましては、新店は8月に開設した『アドアーズ橋本店』の1店舗にとどまりましたが、増床3店舗（6月にアドアーズ蒲田店の地下1階、1月にアドアーズ浅草店の地下1階、3月にアドアーズ仙川店の3階）を実施しました。一方で非効率店4店舗を閉鎖したことにより、期末における直営店舗は64店舗（前期末比3店舗減）となりました。

全店の売上高はアーケードゲームは好調に推移しましたが、出店計画の未達やプライズ売上高の減少などの影響により、前年を下回りました。

以上の結果、売上高は160億30百万円（前期比1.1%減）となりました。

② パチスロ機・周辺機器レンタル事業

当事業におきましては、新基準機への移行を鑑みた新レンタルプランを、アルゼ株式会社と共同で準備を進めておりましたが、開始時期が3月からとなったために、業績への影響は軽微に留まりました。

以上の結果、売上高は3億34百万円（前期比60.0%減）となりました。

③ 各種施設開発・設計・施工事業

当事業におきましては、高品質、高付加価値を付けた店舗作りのノウハウをアミューズメント施設運営事業に傾注する一方、提案型の営業活動により、パチンコホールの内外装工事などを複数受注いたしました。実績は前年を下回りました。

以上の結果、売上高は3億62百万円（前期比76.9%減）となりました。

④ 不動産事業

当事業におきましては、不動産の販売により、売上高は前期を大きく上回りました。

以上の結果、売上高は11億60百万円（前期比287.5%増）となりました。

⑤ 売上高の状況

売上高の部門別状況は、次のとおりであります。

部 門	第 38 期 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)		第 39 期 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	
	金 額	構成比率	金 額	構成比率
アミューズメント施設 運 営 事 業	16,205	85.7	16,030	89.6
パチスロ機・周辺機器 レ ン タ ル 事 業	835	4.4	334	1.9
各種施設開発・設計・施工事業	1,570	8.3	362	2.0
不 動 産 事 業	299	1.6	1,160	6.5
合 計	18,911	100.0	17,887	100.0

(3) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は47億9百万円であり、主な内訳は、新規アミューズメント施設出店1店舗の投資4億31百万円、既存アミューズメント施設の増床3店舗の投資2億円、既存アミューズメント施設機器投資13億円、および貸与資産投資21億72百万円であります。

(4) 資金調達状況

当期におきましては、新規出店、既存店舗の増床、および貸与資産の投資を主な目的として、平成17年6月に第3回無担保社債15億円、平成17年11月に第4回無担保社債20億円を発行し、総額35億円の資金調達を行いました。

(5) 会社が対処すべき課題

アミューズメント業界を取巻く環境は、オンラインゲーム、インターネットや携帯電話、家庭用ゲーム機器の普及により新しい需要を創造しつつ発展する一方、少子高齢化へと社会構造が変化する中で、企業間の競争は激しさを増しております。

当社は、アミューズメント施設総合開発企業としての業容拡大を目指す中で、「アミューズメント施設運営事業」という中核事業の強化と、「各種施設開発・設計・施工事業」の事業拡大を命題としております。その達成のため、経営効率の向上、利益重視の経営、財務体質の改善を徹底してまいります。

① 新規出店による成長戦略の強化と既存店の活性化

成長戦略として収益性の高い店舗の新規出店を強化いたします。当社の得意分野であります駅前立地型店舗を中心として首都圏での店舗網の整備を進めるとともに、郊外型店舗を含む大型店舗の出店を目指してまいります。また、当社独自の運営ノウハウにより、ポイントサービスプログラムの刷新や複合カフェへの新規進出など、魅力ある店舗作りを進めてまいります。

② 各種施設開発・設計・施工事業の強化

各種施設開発・設計・施工事業におきましては、当社の新規店舗の施工を通じて得られたノウハウを活かし、顧客が求める店舗のあるべき雰囲気構築することを目的として、施主の意向を確実に捉え、喜ばれる施工を行なうとともに、不動産等のあらゆるサービスの提供を心がけてまいります。また、与信管理を徹底し、堅実な受注活動を行ってまいります。

③ 経営の効率化の推進

各部門における業務改善とIT戦略の推進により、店舗や本社・事業所業務の省力化・効率化を進め、更なるコスト削減を実施し、財務体質の改善を目指しつつ、経営の効率化に積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 業績および財産の状況の推移

項 目	第 36 期 平成15年 3 月期	第 37 期 平成16年 3 月期	第 38 期 平成17年 3 月期	第 39 期 平成18年 3 月期
売 上 高(百万円)	21,639	23,009	18,911	17,887
経 常 利 益(百万円)	3,352	2,939	607	1,046
当 期 利 益(百万円)	1,432	—	—	—
当 期 純 利 益(百万円) 又は当期純損失(△)	—	1,335	△909	190
1株当たり当期利益 (円)	22.49	—	—	—
1株当たり当期純利益又 は当期純損失(△) (円)	—	21.02	△14.37	3.01
総 資 産(百万円)	33,844	31,620	27,986	30,589
純 資 産(百万円)	13,880	14,832	13,578	13,768
1株当たり純資産 (円)	218.32	234.33	214.79	217.87

- (注) 1. 1株当たり当期利益または当期純利益(損失)は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

[第36期]

第36期は、売上高は216億39百万円となりましたが、経常利益は経営効率の向上に努めたことにより33億52百万円と増益になりました。当期利益は税効果会計による法人税等調整額11億1百万円を計上したことにより、14億32百万円となりました。

[第37期]

第37期は、売上高は230億9百万円となりましたが、経常利益は29億39百万円の増収減益となりました。当期純利益はアミューズメント施設機器およびレンタル資産の売却損、訴訟和解金支払等により6億56百万円の特別損失を計上した結果、13億35百万円となりました。

[第38期]

第38期は、『ハイローラーフロア』の開設等、新たな営業施策を実施いたしました。売上高は189億11百万円に留まりました。業績の伸び悩みに加え、レンタル資産の処分、貸倒引当金の積増し等による18億65百万円の特別損失を計上した結果、9億9百万円の当期純損失となりました。

[第39期]

当期につきましては、前記「1. (1)営業の経過および成果」に記載したとおりであります。

2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 主要な事業内容

当社は、アミューズメント施設の運営、パチスロ機・周辺機器のリース・レンタルおよびパチンコホール等各種施設の設計・施工を主な事業としております。

売 上 区 分	主要なサービスおよび製品・商品
アミューズメント施設収入	アミューズメント施設および機器の運営
リース・レンタル収入	パチスロ機および周辺機器のリース・レンタル
完 成 工 事 高	パチンコホール等各種施設の設計・施工
そ の 他 売 上 高	不動産運用等

(2) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都江東区有明三丁目1番地25 有明フロンティアビル
事 業 所	千葉県四街道市鷹の台一丁目3番 テクノセンター内
直 営 店 舗	<東京都> 足立区、板橋区、大田区、江東区、渋谷区、新宿区、杉並区、台東区、豊島区、中野区、国立市、立川市、多摩市、調布市、西東京市、八王子市、町田市、武蔵野市 <神奈川県> 海老名市、小田原市、川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、平塚市、藤沢市、大和市、横須賀市、横浜市 <埼玉県> 春日部市、ふじみ野市、川口市、さいたま市、草加市、新座市、和光市、蕨市 <千葉県> 柏市、木更津市、千葉市、習志野市 <茨城県> 水戸市 <群馬県> 太田市、高崎市 <大阪府> 高槻市 に64店舗

(注) 1. 事業所の主要な事業内容は以下のとおりであります。

事業所名

主要な事業内容

四街道事業所

アミューズメント機器の修理・修繕

2. 当期において、直営店舗を1店舗開店し、4店舗を閉店しました。

(3) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 130,000,000株
- ② 発行済株式の総数 63,778,796株
- ③ 1単元の株式数 1,000株
- ④ 株主数 3,217名(うち、単元株主数2,654名)
- ⑤ 大株主(上位10名)

株 主 名	当該株主の当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持 株 数	議決権比率	持 株 数	出資比率
G F 投資ファンド 投資事業有限責任組合	20,500,000株	32.86%	一株	-%
アルゼ株式会社	19,212,000	30.80	—	—
鈴木 昭作	1,629,486	2.61	—	—
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	1,549,000	2.48	—	—
星 久	1,406,369	2.25	—	—
日本証券金融株式会社	880,000	1.41	—	—
株式会社ハッチ東京	674,320	1.08	—	—
株式会社ヤマニ興業	657,460	1.05	—	—
岡田 浩明	606,000	0.97	—	—
財団法人嘯月美術館	417,000	0.66	—	—

- (注) 1. 上記のほか、当社名義の株式が587,338株(うち、自己名義失念株式4,676株)あります。
2. 議決権比率は小数第2位未満を切り捨てて表示しております。

⑥ 自己株式の取得、処分等および保有

1) 取得株式

普通株式	26,110株
取得価額の総額	6,432千円

2) 処分株式

普通株式	1,384株
処分価額の総額	385千円

3) 失効手続をした株式

該当事項はありません。

4) 決算期における保有株式

普通株式	582,662株
------	----------

(4) 主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が有する当社株式	
		持株数	議決権比率
株式会社あおぞら銀行	1,222,000千円	164,000株	0.26%
株式会社りそな銀行	1,051,000	—	—
株式会社新生銀行	900,000	—	—
株式会社横浜銀行	500,000	—	—
株式会社伊予銀行	400,000	70,000	0.11
株式会社三菱東京UFJ銀行	400,000	—	—
株式会社みずほ銀行	340,000	45,000	0.07

(注) 議決権比率は小数第2位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 企業結合の状況

企業結合の経過

当社の親会社であったアルゼ株式会社は、平成18年3月30日付で当社の株式20,500千株（議決権比率32.86%）をGF投資ファンド投資事業有限責任組合に売却したため、当社の親会社に該当しなくなっております。

GF投資ファンド投資事業有限責任組合およびアルゼ株式会社は、当社の株式をそれぞれ20,500千株、19,212千株（議決権比率32.86%、30.80%）所有しており、当社は同組合および同社の関連会社であります。

(6) 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	259名	△13名	36歳8カ月	11年8カ月
女性	27名	△2名	32歳9カ月	8年2カ月
計または平均	286名	△15名	36歳3カ月	11年4カ月

(注) 上記従業員のほかに、883名（フルタイム換算）の臨時従業員を雇用しております。

(7) 取締役および監査役

役 職	氏 名	担 当 また は 主 な 職 業
代表取締役社長	鈴木 英 一	レンタル営業部長
取 締 役	田 原 正 彦	管理部長
取 締 役	野 本 文 之 輔	特命担当
取 締 役	小 林 輝 彦	
常勤監査役	森 田 淳	
監 査 役	田 村 達 美	弁護士
監 査 役	上 野 勝	弁護士
監 査 役	柴 山 高 一	公認会計士・税理士

- (注) 1. 常勤監査役森田淳氏並びに監査役田村達美、上野 勝、柴山高一の各氏は、旧株式会社との監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 平成17年6月23日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって、岡田和生、田中宗一郎の両氏が取締役を退任いたしました。
3. 平成17年6月23日開催の第38回定時株主総会で、小林輝彦、堀田浩史の両氏が取締役に就任いたしました。
4. 平成17年11月14日付にて根本直行、堀田浩史の両氏が取締役を辞任いたしました。
5. 当社では、執行役員制を導入しております。

(8) 取締役及び監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

区 分	取締役		監査役		計		適 用
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
定款又は株主総会決議に基づく報酬	5	32,604	4	20,600	9	53,204	取締役報酬限度額（旧商法第269条第1項第1号の報酬）は、平成2年4月18日臨時株主総会決議による年額500,000千円以内であります。また、監査役報酬限度額（旧商法第279条の報酬）は、平成10年6月26日定時株主総会決議による年額50,000千円以内であります。
計	—	32,604	—	20,600	—	53,204	—

- (注) 1. 当期末現在の取締役の人数は4名ですが、うち1名は報酬がありません。
2. 上記取締役報酬の支給額には株主総会の決議の別枠である使用人給与相当額2,800千円は含まれておりません。
3. 利益処分による役員賞与および株主総会決議に基づく退職慰労金の支給はありません。

(9) 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	23,000千円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	23,000千円
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	23,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、旧商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、③の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

特にございません。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,998,875	流動負債	10,001,461
現金及び預金	6,114,587	支払手形	563,729
受取手形	1,921,623	買掛金	423,289
売掛金	141,886	工事未払金	19,545
完成工事未収入金	58,080	一年内償還予定社債	900,000
商売用不動産	159,644	短期借入金	2,500,000
販売用不動産	59,471	一年内返済予定の長期借入金	1,205,000
未成工事支出金	9,481	未払金	2,010,393
貯蔵品	578,488	未払費用	97,619
前払費用	391,218	未払法人税等	136,486
短期貸付金	990	前受	459,113
繰延税金資産	234,813	前受リース・レンタル料	597,864
その他流動資産	384,486	未成工事受入金	3,600
貸倒引当金	△55,898	預り金	935,517
固定資産	20,590,605	前受収益	33,745
有形固定資産	10,581,197	賞与引当金	115,557
アミューズメント施設機器	2,617,636	固定負債	6,819,306
貸与資産	2,160,214	社債	4,190,000
建物	2,422,752	長期借入金	1,108,000
構築物	5,985	預り保証金	275,913
車両運搬具	522	レンタル預り保証金	103,308
工具器具備品	139,218	長期前受リース・レンタル料	518,012
土地	2,658,057	長期預り金	531,663
建設仮勘定	576,810	長期前受収益	36,147
無形固定資産	355,670	長期支払手形	56,262
借地権	293,602	負債合計	16,820,768
ソフトウェア	41,972	(資本の部)	
その他無形固定資産	20,095	資本金	4,000,000
投資その他の資産	9,653,738	資本剰余金	5,855,942
投資有価証券	61,814	資本準備金	5,855,617
出資金	308	その他資本剰余金	324
長期受取手形	1,534,511	自己株式処分差益	324
従業員長期貸付金	1,726	利益剰余金	4,045,176
破産・更生債権等	523,573	利益準備金	85,400
長期前払費用	55,212	任意積立金	1,186,143
敷金保証金	7,409,261	別途積立金	1,186,143
繰延税金資産	107,245	当期末処分利益	2,773,632
その他	256,260	株式等評価差額金	12,940
貸倒引当金	△296,175	その他有価証券評価差額金	12,940
資産合計	30,589,481	自己株式	△145,346
		資本合計	13,768,713
		負債及び資本合計	30,589,481

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収入	16,030,654	
アミューズメント施設収入	334,084	
リース・レンタル収入	362,732	
完成工事売上高	1,160,178	17,887,650
その他売上高		
営業費用		
アミューズメント施設収入原価	12,829,025	
リース・レンタル収入原価	300,176	
完成工事原価	325,137	
その他売上原価	1,101,953	
販売費及び一般管理費	2,233,012	16,789,305
営業外損益の部		1,098,344
営業外収入		
受取家賃	49,980	
リース収入	72,646	
リースの評価	145,333	
その他営業外収入	78,400	346,361
営業外費用		
支社への払債	252,322	
支社への債権	13,731	
支社への他営業外費用	43,841	
支社への他営業外費用	88,112	398,008
経常利益		1,046,697
(特別損益の部)		
特別利益		
貸倒引当金の戻入	198,096	
貸倒引当金の戻入	57,535	
貸倒引当金の戻入	9,111	264,743
特別損失		
固定資産売却損	178,267	
固定資産売却損	41,565	
固定資産売却損	528,439	
固定資産売却損	1,113	749,386
その他特別損失		
税金引当金の繰上	102,698	562,055
法人税、住民税及び市町	269,325	
法人税、住民税及び市町		372,024
法人税、住民税及び市町		190,030
法人税、住民税及び市町		2,583,601
法人税、住民税及び市町		2,773,632

注記事項

1. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法：時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

①販売用不動産：個別法による原価法

②商品：総平均法による原価法

③未成工事支出金：個別法による原価法

④貯蔵品：総平均法による原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法(但し、貸与資産のうち当営業年度よりレンタルを開始した周辺機器およびリース事業用資産については定額法を採用しております。)

主な耐用年数は以下のとおりであります。

アミューズメント施設機器	3～5年
貸与資産	2～5年
建物	6～47年

(会計方針の変更)

貸与資産のうち当営業年度にレンタルを開始した周辺機器に係る減価償却方法を定率法より定額法に変更しております。この変更は、当該周辺機器の購入先との間で締結された再販売先紹介義務契約により、概ね5年間のレンタル契約期間における契約の継続が見込まれることとなったことに伴い、減価償却費を期間に応じて適正に配分することにより、費用と収益を合理的に対応させるためのものであります。この変更により、従来の方法によった場合に比べレンタル収入原価は34,456千円減少し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益は同額増加しております。

(追加情報)

当営業年度よりリース事業を開始しております。従来、固定資産の減価償却は定率法を採用しておりましたが、リース事業に係る貸与資産については定額法を採用しております。

②無形固定資産：定額法

自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③長期前払費用：定額法

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金：従業員賞与の支払に備えるため、支払見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

- (6) 繰延資産の処理方法
社債発行費：支出時に全額を費用として処理しております。
- (7) 収益および費用の計上基準
1. 完成工事高 ①請負高10億円以上、かつ工期1年以上のもの：工事進行基準
②上記以外のもの：工事完成基準
2. 割賦売上高および割賦原価
割賦債権の入金日基準により、対応する売上高および原価を計上しております。
なお、当営業年度より割賦販売を開始しております。
- (8) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (9) ヘッジ会計の方法
金利スワップについて、特例処理の条件を充たしているため特例処理を採用しております。
- (10) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更

固定資産の減損会計

当営業年度より、固定資産の減損に係る会計基準を適用しており、これにより税引前当期純利益は528,439千円減少しております。なお、減損損失累計額については各資産の金額から直接控除しております。
また、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	主な用途	種 類
神奈川県相模原市他	店舗および賃貸用不動産等	建物・土地等
東京都新宿区他	店舗等	建物等
その他	遊休資産等	建物・土地・その他 有形固定資産等

当社は店舗ごとに収支の把握を行っていることから、各店舗をグルーピングの最小単位とし、また賃貸用不動産および遊休資産については各資産をグルーピングの最小単位としております。

その中で、市場価格の著しい下落および賃貸・損益収支が低下している資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少資産を減損損失(528,439千円)として特別損失に計上しております。

その内訳は土地119,002千円、建物278,592千円、アミューズメント施設機器55,524千円、貸与資産32,064千円、工具器具備品30,512千円、無形固定資産12,742千円であります。

店舗および賃貸用不動産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュフローを3.5%で割り引いて算出しております。遊休資産については、回収可能価額を正味売却価額により測定しており、土地および建物については、売却を前提とした鑑定評価額により評価しております。

4. 表示の変更

当営業年度よりリース事業を開始したことに伴い、前期まで貸借対照表上の資産の部に掲記しておりました「レンタル資産」とリース事業に係る資産をあわせて「貸与資産」と表示しており、負債の部に掲記しておりました「前受レンタル料」、「長期前受レンタル料」を「前受リース・レンタル料」、「長期前受リース・レンタル料」と表示しております。

また、前期まで損益計算書上の営業損益の部に掲記しておりました「レンタル収入」、「レンタル収入原価」を「リース・レンタル収入」、「リース・レンタル収入原価」と表示しております。

5. 貸借対照表注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	16,640,797千円
(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほかアミューズメント施設機器、貸与資産、事務機器、ソフトウェアの一部については、リース契約により使用しております。	
(3) 担保に供している資産	
投資その他の資産 その他	40,000千円
建物	144,450千円
土地	587,190千円
敷金保証金	4,195,510千円
(4) 旧商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額	12,940千円

6. 損益計算書注記

(1) 支配株主との取引高	
営業収益	75,033千円
営業費用	24,861千円
営業取引以外の取引	758,965千円
(2) 1株当たり当期純利益	3円01銭
※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。	
損益計算書上の当期純利益	190,030千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	190,030千円
普通株式の期中平均株式数	63,209,444株

利 益 処 分 案

(単位：円)

当期末処分利益	2,773,632,263
これを次のとおり処分いたします。	
利益配当金（1株につき2円50銭）	157,990,335
次期繰越利益	2,615,641,928

(注) 利益配当金は、自己株式582,662株を除いて計算しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月22日

アドアーズ株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 原 田 恒 敏 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 種 村 隆 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、アドアーズ株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第39期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

注記事項「3. 会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は新会計基準の適用に伴うものであり、相当と認める。

また、注記事項「2. 重要な会計方針（4）固定資産の減価償却の方法」に記載されているとおり、会社は当営業年度にレンタルを開始した周辺機器に係る減価償却の方法を定率法から定額法へ変更したが、この変更は、当該周辺機器の購入先との間に締結された再販売先紹介義務契約により、概ね5年間のレンタル契約期間における契約の継続が見込まれることとなったに伴い、減価償却費を期間に応じ適正に配分することにより、収益と費用を合理的に対応させるためのものであり、相当と認める。

(2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。

(3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。

(4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第39期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月25日

アドアーズ株式会社 監査役会

常勤監査役	森	田	淳	Ⓔ	
監査役	田	村	達	美	Ⓔ
監査役	上	野	勝	Ⓔ	
監査役	柴	山	高	一	Ⓔ

(注) 監査役森田 淳、田村達美、上野 勝及び柴山高一は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項」に定める社外監査役であります。

以上

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

62,373個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第39期利益処分案承認の件

本件につきましては、添付書類17頁に記載のとおりであります。

当社は、株主の皆様への利益還元の充実と、事業の成長および経営基盤強化のための内部留保の充実を経営の重要施策と考え、業績に応じた安定的な配当の提供を基本方針としております。今期の配当につきましては、会社を取り巻く環境が依然厳しい折から、1株につき2円50銭とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を本総会終結の時をもって、次の変更案のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり現行定款を変更するものであります。

- (1) 当社に設置する機関を定めるため、変更案第4条(機関)を新設するものであります。
- (2) 取締役の解任要件が特別決議から普通決議に変更されたことに伴い、従来どおり解任要件を特別決議に加重するため、現行定款第18条(取締役の選任)につき所要の変更を行うものであります。
- (3) 定款の定めに基づき、取締役会の決議を書面または電磁的記録により行うことが認められたことに伴い、取締役会の機動的な運営を図るため、変更案第24条(取締役会の決議の省略)の規定を新設するものであります。
- (4) 取締役、監査役、社外取締役および社外監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第27条(取締役の責任免除)および変更案第35条(監査役の責任免除)の規定を新設するものであります。

なお、変更案第27条の規定の新設にあたっては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

- (5) その他、各条文の語句および表現の整備のため、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p><u>(公告の方法)</u> 第4条 (条文省略) 第2章 株 式 <u>(発行する株式の総数)</u> 第5条 当社の発行する株式の総数は、 130,000,000株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項 第2号の規定により、取締役会の 決議をもって自己株式を買受ける ことができる。</u></p>	<p><u>(機関)</u> 第4条 当社は、株主総会および取締役 のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p><u>(公告方法)</u> 第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 <u>(発行可能株式総数)</u> 第6条 当社の発行可能株式総数は、 130,000,000株とする。</p> <p><u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行 する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の 規定により、取締役会の決議を もって市場取引等により自己の株 式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当会社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>2. 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当会社の<u>単元未満株式を有する株主</u>（実質株主を含む。以下同じ。）は、<u>その有する単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨を当会社に請求</u>することができる。</p> <p>2. 前項の請求があった場合において、当会社が<u>売渡すべき数の株式</u>を有しないときは当会社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第9条 当会社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p>	<p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 当会社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>2. 当会社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(<u>単元未満株式の売渡請求</u>)</p> <p>第10条 当会社の<u>株主</u>（実質株主を含む。以下同じ。）は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求</u>することができる。</p> <p>2. 前項の請求があった場合において、当会社が<u>単元未満株式の数に相当する数の株式</u>を有しないときは、<u>当会社は前項の請求に応じないことができる。</u></p> <p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第11条 当会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第10条 <u>当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>（基準日）</p> <p>第11条 <u>当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。</u></p>	<p>3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第12条 <u>当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第13条 (条文省略) (決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主に限る。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (現行どおり) <u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第15条 (現行どおり) (決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほかは、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 代表取締役は、<u>取締役会の決議により選任</u>する。</p> <p>2. <u>取締役会の決議により、必要に応じて</u>取締役会長1名、取締役社長1名および取締役副会長若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>第21条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任および解任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会<u>の決議によつて</u>選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時</u>までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、<u>その決議によつて</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、<u>その決議によつて</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知) 第22条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p><u>(取締役会の決議方法)</u></p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(取締役会の議事録)</u></p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p><u>(取締役の報酬および退職慰労金)</u></p> <p>第26条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(削 除)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第28条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p>	<p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額による。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第29条 監査役は株主総会の<u>決議</u>によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内</u>に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(常勤監査役および常任監査役)	(常勤監査役および常任監査役)
第30条 <u>監査役は、互選により常勤監査役を選任する。</u>	第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u>
2. <u>監査役は、常任監査役を選任することができる。</u>	2. <u>監査役会は、その決議によって常任監査役を選定することができる。</u>
(監査役会の招集通知)	(監査役会の招集通知)
第31条 (条文省略)	第32条 (現行どおり)
2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u>	2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>
(監査役会の決議方法)	
第32条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほかは、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
(監査役会の議事録)	
第33条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u>	(削 除)
第34条 (条文省略)	第33条 (現行どおり)
(監査役の報酬および退職慰労金)	(報酬等)
第35条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u>	第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>
(新 設)	(監査役の責任免除)
	第35条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第36条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第37条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配</u>（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第39条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の利益配当金および中間配当金には利息を付けない。</p>	<p>2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年とする。</u></p> <p>(期末配当金)</p> <p>第37条 当会社は、株主総会の決議によつて、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当</u>（以下「期末配当金」という。）を行う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第38条 当会社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当</u>（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間等)</p> <p>第39条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息を付けない。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役根本直行、堀田浩史の両氏は、平成17年11月14日付をもって辞任され、また、取締役田原正彦氏は平成18年6月19日付をもって、取締役小林輝彦氏は本総会終結の時をもってそれぞれ辞任されます。つきましては、経営管理体制の一層の強化を図るため1名を増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会において選任される5名の取締役の任期は、当社定款第19条第2項の規定により、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
1	横川 敏 憲 (昭和20年8月12日生)	昭和44年4月 日本ビクター株式会社 入社 平成3年4月 同社海外営業統括部特販部長 平成8年8月 JVC (Philippines), Inc. 現地法人社長 平成18年5月 当社執行役員 店舗開発本部長 兼不動産部長 (現任)	0株
2	小泉 基 靖 (昭和20年12月8日生)	昭和44年4月 東京トヨペット株式会社 入社 昭和46年3月 三井航空サービス株式会社 入社 平成12年12月 エムオーエアロジスティックス株式会社 入社 取締役 平成18年1月 テイビエ株式会社 入社 業務統括部長 同年5月 当社執行役員 事業企画本部長 兼レンタル営業部長 (現任)	0株
3	石田 政 三 (昭和23年3月9日生)	昭和41年4月 旭建設株式会社 入社 平成16年4月 同社建設本部副本部長兼購買部長兼ビル・ケア部長 平成18年6月 当社執行役員 施設企画本部長 (現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
4	中川 健 男 (昭和23年5月19日生)	昭和47年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成14年4月 みずほインターナショナルビジネスサービス株式会社 入社 事務管理担当部付部長 平成18年5月 当社執行役員 経営企画室長（現任）	0株
5	八多川 昭 一 (昭和23年12月12日生)	昭和46年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成12年9月 株式会社みずほファイナンシャルグループ 監査業務部 調査役 平成15年10月 日本光機工業株式会社 入社 平成18年5月 当社執行役員 管理本部長兼人事部長（現任）	0株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化充実を図るため、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
板谷 嘉 之 (昭和11年12月7日生)	昭和35年4月 野村證券株式会社 入社 昭和58年12月 同社 取締役 事業法人担当 昭和60年12月 国際証券株式会社（現三菱UFJ証券株式会社）入社 常務取締役 平成6年6月 国際ファイナンス株式会社 入社 取締役社長	0株

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 板谷嘉之氏は社外監査役の候補者であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

現会計監査人新日本監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	興亜監査法人	
事務所	主たる事務所	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地 川崎第3ビル
沿 革	昭和57年12月	興亜監査法人設立
概 要	(平成18年4月1日現在)	
	人 員 社員 (公認会計士)	10名
	職員 (公認会計士)	15名
	その他の職員	4名
	合 計	29名
	関与会社数	42社
	出資金	12百万円

以 上